

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 89-2
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

歯科

6月12日発行 FAX 情報 No. 89 で情報提供した歯科社保情報の訂正 CAD/CAM 冠の7番装着時に同側6番の咬合支持がないと適用外

経過と訂正内容について

FAX 情報 No. 89 にて、今回改定で CAD/CAM 冠の適用拡大に付随する疑義について情報提供しました。疑義の内容を「7番に CAD/CAM 冠用材料（Ⅲ）を使用する場合、対側に大白歯による咬合支持があるが、同側がない場合（6番が欠損などで咬合支持がない場合）では、「近心側隣在歯まで」を、4番・5番の小白歯部と解釈するのか、7番に対して文言通り読んで、4番・5番・6番と解釈するのか」とし、厚労省からの口頭回答をもとに、「7番において、同側6番での咬合支持が確保できない場合、「近心側隣在歯」は、4番・5番の小白歯部と解釈し、その咬合支持があれば適用される」との解釈をご案内しておりました。

口頭回答を得た後日に、厚労省から、当日の回答は誤りであったとの訂正の連絡が保団連にありました。同疑義に対する回答の訂正は下記の内容となります。

7番において、同側6番での咬合支持が確保できない場合、「近心側隣在歯」は、4番・5番の小白歯部と解釈し、その咬合支持があれば適用される



7番において、「近心側隣在歯」は、4番・5番・6番を指すため、同側の6番での咬合支持が確保できない場合は適用外となる

厚労省での今後の対応について

厚労省は、上記の内容に係る疑義解釈通知の発出を予定しているとのことです。